

## インサイダー取引に関する Q & A (案)

平成 20 年 月 日

日本公認会計士協会

### 1. はじめに

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とすること、及び、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができることとされているため、他の者に比べ業務提供先の未公開の情報に接する機会が多い。

金融商品取引法（以下「金商法」という。）では、会社関係者であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実をその職務等に関して知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない（金商法第 166 条第 1 項）とされ、会社関係者から当該会社関係者が知った重要事実の伝達を受けた者等も同様の取引を行うことが規制されている（金商法第 166 条第 3 項）。また、公開買付者等関係者についても、公表前に取引を行うことは規制されている（金商法第 167 条）。これらがいわゆる「インサイダー取引規制」といわれるものである。

公認会計士が「インサイダー取引規制」に違反した場合には、刑事罰又は課徴金の対象となることに加え、さらに「公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為」（公認会計士法第 26 条）と判断され、また、「正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を盗用した」（公認会計士法第 27 条）と判断されれば、公認会計士法違反となりさらなる処分等を受けることも考えられる。秘密を守る義務の遵守は、公認会計士としての職業の根幹であり、業務提供先の未公開の情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。

さらに、「公認会計士は、第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、当該業務を適正に遂行するよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。」（公認会計士法第 28 条の 3）とされ、「会員は、専門業務の遂行に当たり、組織体制を整備し、また、使用人その他の従業者に対する適切な指導監督を行うなど、その品質の保持に努めなければならない。」（日本公認会計士協会 倫理規則第 17 条）とされている。このため、会員が開業する事務所（公認会計士法以外の法律に基づく事務所を除く。）及び監査法人（以下、これらを「会計事務所」という。）は、従業者も含め「インサイダー取引規制」に違反することがないように、内部管理体制の整備・運用が求められる。

なお、インサイダー取引の防止は、最終的には各人の倫理意識に負うところが大き

いが、公認会計士がインサイダー取引に関与すると、関与した本人が責任を問われるのは勿論のこと、勤務先の会計事務所や公認会計士全体の信頼性にも大きな影響を与えることになることから、会計事務所に所属する関係者全員でインサイダー取引の防止に取り組む必要がある。

本Q & Aは、インサイダー取引規制を遵守するに当たり、公認会計士及び会計事務所の従業者が留意すべき点、並びに会計事務所等が内部管理体制を整備・運用する際の参考例を取りまとめたものである。

## 2. インサイダー取引について公認会計士及び会計事務所の従業者が留意すべき点

Q 1：インサイダー取引とは、どういったことをいうのでしょうか。

A 1：公認会計士が違反しかねない「インサイダー取引」とは、公認会計士が「会社関係者」又は「公開買付者等関係者」、「情報受領者」になった場合のその禁止行為のことであり、具体的には次のような行為です（金商法第 166 条、同第 167 条）。

- (1) 「会社関係者」又は「情報受領者」であって、上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知ったものが、当該業務等に関する重要事実の公表がされる前に、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行うこと
- (2) 「公開買付者等関係者」又は「情報受領者」であって、「公開買付者等」の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知ったものが、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされる前に、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあっては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をし、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあっては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等を行うこと

Q 2：公認会計士以外の会計事務所の従業者も、インサイダー取引規制の対象となるのでしょうか。

A 2：インサイダー取引規制の対象となる「会社関係者」には、上場会社等（当該上場会社等とその親会社、子会社を含む。以下 A 2 において同じ。）の役員及び従業者が含まれるのは当然ですが、上場会社等と契約の締結・交渉をしている者も会社関係者に該当するとされています。また、上場会社等と契約の締結・交渉をしている者が、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものも含まれるとされています。）の場合には、その役員、代理人、使用人その他従業者も会社関係者に該当するとされています（金商法第 166 条第 1 項）。

したがって、会計事務所が上場会社等と監査契約・コンサルティング契約等の業務契約の締結・交渉をしている場合は、会計事務所に所属する公認会計士だけでなく、公認会計士以外の者を含む全従業者が、その上場会社等の会社関係者に該当することになると考えられます。

ただし、会計事務所が上場会社等と監査契約・コンサルティング契約等の業務契約の締結・交渉をしているからといって、これらの会社関係者が、直ちにインサイダー取引規制の対象となるわけではなく、その契約の締結・交渉又は履行、若しくはその者の職務に関して未公表の重要事実を知った場合に初めて、インサイダー取引規制の対象となります。

したがって、上場会社等に係る監査業務・コンサルティング契約等の業務契約の締結・交渉をしている会計事務所の従業者が上場会社等の株式等の売買等を行う場合には細心の注意を払う必要があります。

なお、会計事務所に所属する非常勤職員、IT 技能者、事務職員（派遣社員も含む。）等も従業者であり、会社関係者に含まれるものと考えられます。

**Q 3：公認会計士法第 2 条第 1 項業務又は第 2 項業務を行っていない公認会計士は、インサイダー取引規制の対象外と考えて問題ないのでしょうか。**

A 3：上場会社等と契約の締結・交渉をしている者や上場会社等の従業者は、会社関係者に該当するとされているため（金商法第 166 条第 1 項）、公認会計士が個人で税務業務を行っている場合や税理士法人・一般企業に所属している場合など、公認会計士法第 2 条第 1 項業務又は第 2 項業務を行っていても上場会社等と契約の締結・交渉をしている場合や上場会社等の従業者である場合は、会社関係者に該当することになります。したがって、公認会計士が当該上場会社等に係る業務に従事し、その契約の締結・交渉又は履行、若しくはその者の職務に関して未公表の重要事実を知った場合には、インサイダー取引規制の対象となります。

**Q 4：インサイダー取引規制の対象となる重要事実には、具体的に、どのような事象があるのでしょうか。**

A 4：インサイダー取引規制の対象となる「重要事実」とは、投資者の投資判断、すなわち会社の株価に重大な影響を与えると想定される会社情報のこととして以下のように分類されており、具体的な内容を示すと下表のとおりとなります（金商法第 166 条第 2 項）。

決定事実

発生事実

決算情報

その他（バスケット条項）

～ 子会社に係る重要事実

分類	重要事実の項目例	数値基準
決定事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式の募集</li> <li>・自己株式の取得</li> <li>・株式分割</li> <li>・業務提携</li> <li>・合併</li> <li>・新製品・技術の企業化</li> </ul>	募集払込金額の総額 1 億円以上 なし（全て重要事実） 増加割合 10%以上
発生事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行の過程で生じた損害</li> <li>・債権者による債務の免除</li> </ul>	損害額が純資産の 3 %以上 免除額が債務額の 10%以上
決算情報	業績予想の大幅な修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高</li> <li>・経常利益</li> <li>・当期純利益</li> </ul>	変動率 10%以上 変動率 30%以上かつ変動額が純資産の 5 %以上 変動率 30%以上かつ変動額が純資産の 2.5%以上
その他 (バスケット条項)	から のほか、上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	
～ 子会社に係る重要事実	～ に対応（子会社の情報であっても企業集団全体の経営に大きな影響を与えるものは重要事実(例えば、純粋持株会社の場合)）	

(出典：東京証券取引所自主規制法人 *こんぷらくんのインサイダー取引規制 Q & A*)

なお、表の その他(バスケット条項)とは、「上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」と定義されています(金商法第 166 条第 2 項)。～、～ の形式基準に該当しない事実もインサイダー取引規制の対象となる場合があります。

通常、会計事務所の従業者(特に、監査業務従事者)は上述のような情報のすべてに接する可能性がありますので、情報の取扱いには細心の注意を払う必要があります。

Q 5 : インサイダー取引規制における重要事実の公表とは、具体的には、何を指すのですか。

A 5 : 以下の 3 つのうち、いずれかに該当すると重要事実の「公表」となり、インサイダー取引規制が解除されます(金商法第 166 条第 4 項)。

重要事実を 2 つ以上の報道機関(いわゆる一般紙や日本放送協会など、法令に定められているもの)に公開してから 12 時間経過すること

重要事実が、上場している金融商品取引所のホームページに掲載されること  
 重要事実が記載された有価証券報告書等が公衆縦覧に供されること

なお、会社のホームページでの情報公開では、重要事実の公表に該当しないこととなりますので、注意が必要です。

また、公表後の取引は違法行為とはなりません。重要事実を知っている者が公表直後に売買を行うことは厳に慎むべきであると思われます。

**Q 6 : 公認会計士及び会計事務所の従業者がインサイダー取引を行った場合の罰則又は処分は、どのようになっているのでしょうか。**

A 6 : 一般的にインサイダー取引規制に違反した場合には、刑事罰の対象となります。具体的には5年以下の懲役、500万円以下の罰金又は、その併科となります(金商法第197条の2)。また、インサイダー取引で得た財産はすべて没収・追徴されます(金商法第198条の2第1項)。さらに刑事罰の対象とならない場合でも、行政上の措置として課徴金納付命令が出される可能性もあります。

公認会計士がインサイダー取引規制に違反した場合には、上記の罰則等に加え日本公認会計士協会が会則上の処分を行います。また、「信用失墜行為の禁止」(公認会計士法第26条)や、「秘密を守る義務」(公認会計士法第27条)に違反していると判断された場合には、公認会計士法上の懲戒処分を受ける可能性もあります。さらに禁錮以上の刑に処せられた場合には公認会計士法上の欠格条項に該当することになります(公認会計士法第4条)。

なお、上記罰則等以外にも、所属していた会計事務所から損害賠償請求を受ける可能性もあります。

**Q 7 : 独立性確保のための株式の保有制限とインサイダー取引規制との関係を教えてください。**

A 7 : 公認会計士法等が求める独立性及び守秘義務等と、金商法のインサイダー取引規制は、各々が独立した規定です。いずれの規定も遵守しない場合には、資本市場に対する投資家の信頼を失わせることとなりますが、法令等の上では、両者は、別々に規定されていますので、株式の保有制限等の独立性を確保していることのみでは、インサイダー取引規制への対応としては不十分な場合があると考えられます。

まず、独立性の規制は株式等の保有規制となっているのに対して、インサイダー取引規制は特定有価証券等の取引規制となっている点が大きく異なります。次に、独立性の規制は、監査等の保証業務提供先に対して規制がかけられるのに対して、インサイダー取引規制は上場会社等の未公表の重要事実の入手に基づいた規制であるため、監査等の保証業務提供先のみならず、非保証業務の提供先についても規制がかけられます。さらに、独立性の規制は一定の役割を果たしている者を規制の対象とするものですが、インサイダー取引規制は業務の役割にかかわらず、上場会社等の未公表の重要事実を入手した従業者を規制の対象とするものです。

Q 8：会計事務所を退職した場合又は監査業務提供先の担当を外れた場合の取扱いは、どのようになっているのでしょうか。

A 8：会社関係者が契約の締結・交渉又は履行、若しくはその者の職務に関して未公表の重要事実を知った場合には、会社関係者でなくなった後も1年間はインサイダー取引規制の対象となります（金商法第166条第1項）。Q2で記載したように、会計事務所が上場会社等と監査契約・コンサルティング契約等の業務契約の締結・交渉をしている場合は、会計事務所に所属する全従業員が、その上場会社等の会社関係者に該当することになりますので、これらの者が契約の締結・交渉又は履行、若しくはその者の職務に関して未公表の重要事実を知った場合には、退職後1年間はインサイダー取引規制の対象者となります。

また、業務提供先の担当を外れた場合であっても会社関係者であり続けるため、その業務提供先の業務に従事していた時期に契約の締結・交渉又は履行、若しくはその者の職務に関して未公表の重要事実を知った場合には、インサイダー取引規制の対象者となります。

Q 9：所属する会計事務所内で、担当ではない上場会社等の未公表の重要事実を知った場合、この情報に基づいて、当該上場会社等の株式の売買をした場合もインサイダー取引規制の対象となりますか。

A 9：自分の担当業務提供先でなくとも、上場会社等の未公表の重要事実を入手して、この情報に基づいて当該上場会社等の株式の売買をした場合も、インサイダー取引規制の対象となると考えられます。

Q2で記載したように、会計事務所が上場会社等と監査契約・コンサルティング契約等の業務契約の締結・交渉をしている場合は、会計事務所に所属する全従業員が、その上場会社等の会社関係者に該当することになり、その者の職務に関して未公表の重要事実を知った場合にはインサイダー取引規制の対象となると規定されています（金商法第166条第1項）。

したがって、所属する会計事務所内で、担当ではない上場会社等の未公表の重要事実を知った場合も「その者の職務に関して未公表の重要事実を知った場合」に該当しますので、インサイダー取引規制の対象となると考えられます。

Q10：他の会計事務所に所属する友人から入手した上場会社等の未公表の重要事実に基づいて株式の売買をした場合も規制の対象となりますか。

A10：そもそも公認会計士は、その業務に関して守秘義務を負っていますので（公認会計士法第27条）、業務上知り得た事項を他人に漏らすことは、禁止されていますが、万が一、他の会計事務所に所属する友人から上場会社等の未公表の重要事実を入手し、

その情報に基づいて株式の売買をした場合にも、インサイダー取引規制の対象となることがあると考えられます。

すなわち、他の会計事務所が上場会社等と監査契約・コンサルティング契約等の業務契約の締結・交渉をしており、当該事務所に所属する友人から、当該上場会社等の未公表の重要事実を入手した場合には、自身は「情報受領者」に該当することになり（金商法第166条第3項）、その情報に基づいて株式の売買をした場合にもインサイダー取引規制の対象となりますので、留意する必要があります。

### 3. 会計事務所等が内部管理体制を整備・運用する際の参考例

この項目における回答は、すべての会計事務所及び当該会事務所と支配従属関係にあるもの（以下「会計事務所等」という。）が必ず実施しなくてはならない対応ではないものの、各会計事務所等においては、以下の例示を参考に、その業務内容や規模等に応じて適切な体制を整備し運用することが望まれる。

#### (1) インサイダー取引防止に関する内部管理体制の整備・運用状況について

Q11：インサイダー取引防止に関する内部管理体制の整備・運用について、どのような対応が考えられますか。

A11：例えば、インサイダー取引に関する法令等の内容及び当該法令等の遵守の重要性を十分に理解している適切な者を、インサイダー取引防止に関する内部管理に責任を持つ管理者又は管理部門の責任者に任命すること等が考えられます。

当該管理者等の役割としては、例えば、インサイダー取引防止に関する規定（取引規制の対象となる業務の範囲及び期間等）の策定や、会計事務所等の構成員への周知、インサイダー取引に関する構成員からの質問・照会への対応、規定の遵守に関する定期的なモニタリングの実施、又は効果的な研修の企画及び実施等が考えられます。

なお、インサイダー取引の疑義がある場合の通報制度として、弁護士による外部のホットラインを設置することが考えられますが、従来から監査業務等に関するホットラインを設置している場合には、当該ホットラインを利用すること等が考えられます。

Q12：インサイダー取引の規制対象となる情報管理について、どのような対応がありますか。

A12：例えば、インサイダー取引の規制対象となる情報、すなわち重要事実の管理について、その重要性を十分に理解している適切な者を、重要事実の管理に責任を持つ管理者又は管理部門の責任者に任命すること等が考えられます。

当該管理者の役割としては、例えば、どのような情報が重要事実となるのかについて規定等に明記することや、研修等による、会計事務所等の構成員への周知等が考えられます。また、当該重要事実を構成員がその者の職務において知った場合の対応等

(管理者への報告方法)の周知や、その場合に取引が制限される者への連絡等が考えられます。

この他の規定の内容としては、例えば、第三者に情報が見られる可能性がある公共の場所(車内や機内、飲食店等)でのPCの利用や資料の閲覧の禁止や、第三者に情報が聞かれる可能性がある公共の場所での業務提供先に関する会話の禁止、また、通常時においても、業務関係者しか分からないようにコードネームやコードナンバーを使用することや、書類としてのアウト・プットは必要最小限とし、利用後は速やかにシュレッダー処理をし、個人保管等は極力避けるといった内容を設けること等が考えられます。

さらに、当該管理者は会計事務所等が有している上場会社等に係る業務上の電子的・非電子的情報について適切な情報の管理を行うこと、例えば、重要事実については情報ごとにアクセス可能者を設定すること等が考えられます。

## (2) 会計事務所等構成員の特定有価証券等の保有について

Q13: 会計事務所等構成員の特定有価証券等の保有状況に関して、会計事務所等が実施する対応にはどのようなものがありますか。

A13: 例えば、特定有価証券等の取引に関する規定等を策定し、特定有価証券等の範囲及び当該規定等の内容について会計事務所等の構成員に周知すること等が考えられます。

また、規程等が遵守されているかどうか確認するために、会計事務所等の構成員に対して特定有価証券等の取引内容及び保有状況について届出を行わせ、会計事務所等の構成員の特定有価証券等の保有状況を把握すること等が考えられます。

さらに、当該取引内容及び保有状況が規定等に照らして適正か検討を行うとともに、定期的に特定有価証券等の取引内容及び保有状況を調査(調査票、面談、各種帳票・データチェック他による会計事務所等の構成員の特定有価証券等の取引内容及び保有状況を中心とした調査)すること等が考えられます。

なお、特定有価証券等の短期売買等の禁止や業務提供先の特定有価証券等の売買等の禁止等、一定の売買等を禁止する場合には、当該売買等を行わない旨の誓約書を提出させること等の対応等が考えられます。

特に、重要事実等に触れる機会が多い会計事務所等の執行部及び構成員については、特別の規定を策定すること等が考えられます。

## (3) インサイダー取引の抑止に関する規定及び研修の状況

Q14: インサイダー取引の抑止に関する規定に関して、会計事務所等が実施する対応にはどのようなものがありますか。

A 14：例えば、会計事務所等の「経営理念」、「行動憲章」、「行動指針」又は法令遵守に関する規定等に、インサイダー取引に係る法令遵守を明記するとともに、会計事務所等の構成員に係る服務規程（例えば、社員規定や職員就業規定等）に、職務上得た重要事実等の情報を私的利益又は第三者の利益のために使うことの禁止を明記すること等が考えられます。

また、会計事務所等の構成員から、インサイダー取引に関する規定等の遵守に関する誓約書を入手し、当該構成員がインサイダー取引を行った場合の懲戒処分、及び故意又は過失にかかわらず、会計事務所等に損害を与えた場合の当該構成員（退職後の一定期間を含む。）への損害賠償責任を定めた規定を設けること等が考えられます。

Q 15：インサイダー取引の抑止に関する研修に関して、会計事務所等が実施する対応にはどのようなものがありますか。

A 15：例えば、インサイダー取引規制に係る研修については、公認会計士以外の構成員を含む、会計事務所等の構成員を対象として実施すること等が考えられます。

研修を実施するにあたっては、実施方法、対象者、内容を明確にし、研修の結果等を活用すること等が考えられます。

なお、実施方法については、例えば、集合研修や、個人研修（eラーニング等）等による実施が考えられ、集合研修の場合には日時・場所の周知を、個人研修の場合には、受講方法の周知を行うことが考えられます。また、対象者については、例えば、規定等の内容に応じて、階層別又は常勤・非常勤別に実施することが考えられ、内容については、例えば、事前に資料又は概要書を配布するなどして、効果的に研修を行う事等が考えられます。

また、例えば、個人の研修履歴の管理や研修の実施後に理解度テスト等を実施し、結果の集計等を行い、理解が十分でない者及び未受講者への対応等が考えられます。

#### (4) その他インサイダー取引防止について講じている措置

Q 16：その他インサイダー取引防止について講じる措置にはどのようなものがありますか。

A 16：ネットワークファームが保有する重要事実等についても、インサイダー取引の防止対策の対象とし、会計事務所等と同様の対策を講じること等が考えられます。

会計事務所等と同様の対策としては、例えば、ネットワーク・アグリーメントにインサイダー規制を盛り込むこと等が考えられます。

以 上

## < 参考資料 >

### 1. 会社関係者とは

会社関係者とは、

上場会社等(当該上場会社等とその親会社、子会社を含む。)の役員、代理人、  
使用人その他の従業者

上場会社等の帳簿閲覧権を有する者(法人であるときはその役員、代理人、  
使用人その他の従業者を、法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を  
含む。)

上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者

上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者であって、  
以外のもの

又は であって法人であるものの役員、代理人、使用人その他の従業者(当  
該法人の他の者が重要事実を知った場合におけるその者に限る。)

をいいます(金商法第166条第1項)。公認会計士の場合、上場会社等の役員、代  
理人、使用人その他の従業者になることもあるでしょうし、個人として、帳簿閲覧権  
や法令に基づく権限を有する者になることもあるでしょう。そのような場合、「会社  
関係者」となります。

#### ポイント

上場会社等の親会社、子会社、公開買付者の親会社の役員、代理人、使用人その  
他の従業者になっている公認会計士も規制の対象になる場合がある。

一番可能性が高いのは、上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をして  
いる者(法人であるときはその役員、代理人、使用人その他の従業者を、法人以外  
の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)に該当する場合が考えられます。

#### ポイント

契約を既に締結している場合はもちろん、締結交渉中であっても規制の対象になる  
場合がある。この場合、契約書の有無を問わない。

この場合の契約は、監査契約に限られませんので、いわゆる公認会計士法第2条第  
2項の業務契約を締結している者又は締結の交渉をしている者も含まれることに十  
分ご注意ください。

#### ポイント

監査以外の業務を提供している公認会計士も規制の対象になる場合がある。

「会社関係者」が、その職務、権限の行使、契約の締結・交渉又は履行に関して、  
重要事実を知った場合に、初めて規制の対象になります。なお、

上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者

公開買付者等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者

であるものの役員、代理人、使用人その他の従業者は、重要事実を知った場合に、

「インサイダー取引規制」の対象となります。また、直接業務を執行していない監査法人の他の社員、公認会計士事務所又は監査法人の補助者、事務職員も規制の対象になる場合があります。

ポイント

監査法人の非常勤職員、事務職員、派遣職員等も規制の対象になる場合がある。

## 2. 重要事実とは

重要事実とは、

上場会社等又は上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実（『上場会社等、子会社の機関決定に係る重要事実』）

上場会社等又は上場会社等の子会社に発生した事実に係る重要事実（『上場会社等、子会社に発生した事実に係る重要事実』）

上場会社等又は上場会社等の子会社の売上高等、若しくは上場会社等の配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異が生じたこと（『重要事実となる当該上場会社等、子会社の売上高等の予想値等』）

その他、上場会社等又は上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

というように4つに分類されて規定されています（金商法第166条第2項）。

具体的な項目を挙げてみると、以下ようになります。

上場会社等、子会社の機関決定に係る重要事実

( ) は、上場会社等の子会社の場合も含む

- ・ 上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実
- ・ 株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集又は募集新株予約権を引き受ける者の募集
- ・ 資本金の額の減少
- ・ 資本準備金又は利益準備金の額の減少
- ・ 自己の株式の取得
- ・ 株式無償割当て
- ・ 株式の分割
- ・ 剰余金の配当
- ・ 株式交換 ( )
- ・ 株式移転 ( )
- ・ 合併 ( )
- ・ 会社の分割 ( )
- ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ( )
- ・ 解散（合併による解散を除く。） ( )

- ・ 新製品又は新技術の企業化（ ）

以上が、金商法第 166 条第 2 項で明記されている項目であり、以下は金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）で定めた、これに準ずる事実となります。

- ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消（ ）
- ・ 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得（子会社の場合は、孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得）
- ・ 固定資産の譲渡又は取得（ ）
- ・ 事業の全部又は一部の休止又は廃止（ ）
- ・ 金融商品取引所に対する株券の上場の廃止に係る申請
- ・ 認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請
- ・ 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請
- ・ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て（ ）
- ・ 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。）（ ）
- ・ 公開買付け等に対抗するための要請
- ・ 金融機関が、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときに行う申出（ ）
- ・ 子会社における剰余金の配当（上場会社等が発行する株式であって、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

上場会社等、子会社に発生した事実に係る重要事実

（ ）は、上場会社等の子会社の場合も含む

- ・ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害（ ）
- ・ 主要株主の異動
- ・ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

以上が、金商法第 166 条第 2 項で明記されている項目であり、以下は金商法施行令で定めた、これに準ずる事実となります。

- ・ 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。（ ）
- ・ 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。（ ）
- ・ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処

分( )

- ・ 親会社の異動
- ・ 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始の申立て等( )
- ・ 不渡り等( )
- ・ 親会社に係る破産手続開始の申立て等(子会社の場合は、孫会社に係る破産手続開始の申立て等)
- ・ 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。( )
- ・ 主要取引先との取引の停止( )
- ・ 債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受け若しくは弁済( )
- ・ 資源の発見( )
- ・ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実

重要事実となる当該上場会社等、子会社の売上高等の予想値等

- ・ 上場会社等の売上高
- ・ 上場会社等の経常利益
- ・ 上場会社等の純利益
- ・ 上場会社等の配当
- ・ 当該上場会社等の属する企業集団の売上高
- ・ 当該上場会社等の属する企業集団の経常利益
- ・ 当該上場会社等の属する企業集団の純利益
- ・ 上場会社等の子会社の売上高
- ・ 上場会社等の子会社の経常利益
- ・ 上場会社等の子会社の純利益

その他、上場会社等又は上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

いわゆる、「バスケット条項」といわれるもので、非常に抽象的なものですが、上記の具体例に当てはまらないようなもので、通常の投資家が投資判断を行うのに影響を与える重要な情報がこれに該当すると考えられます。

バスケット条項が適用された判例や、東京証券取引所自主規制法人の調査対象とされたものから具体例を列挙すると、次のようなものになります。

- ・ 巨額の架空売上が判明したこと
- ・ 主力製品に欠陥があることが判明したこと
- ・ 新しい商品の開発断念
- ・ 薬品の副作用の発生

- ・ 採掘権の取得
- ・ 法令違反等の企業不祥事の発生
- ・ 経営統合
- ・ 市場区分の変更等

#### ポイント

通常の出資家が投資判断を行うのに影響を与える重要な情報は、「バスケット条項」を考慮すれば、すべて重要事実になる。

なお、重要事実には、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものは除かれます。これが「軽微基準」といわれるものです。公認会計士という、職業的専門家の立場からすれば、上記のような重要事実該当するような事実を知ったときは、その倫理観を高める必要があると考えます。

### 3. 公表とは

公表がされたとは、

以下に掲げる報道機関の2以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、事実の周知のために必要な期間（公開した時から12時間）が経過したこと。

- ・ 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社
- ・ 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社
- ・ 日本放送協会及び一般放送事業者

上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあっては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。）の規則で定めるところにより、重要事実等を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等が、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供されたこと

当該上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した以下の書類にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が公衆の縦覧に供されたこと

- ・ 有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
- ・ 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
- ・ 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・ 有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・ 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・ 四半期報告書及びその訂正報告書

- ・ 半期報告書及びその訂正報告書
- ・ 四半期報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・ 半期報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・ 臨時報告書及びその訂正報告書
- ・ 親会社等状況報告書及びその訂正報告書

というように規定されています(金商法第 166 条第 4 項、金商法施行令第 30 条)。

#### 4. 特定有価証券等の売買とは

「特定有価証券等」には、株券、社債券、優先出資証券、新株予約権証券のほか、これらの証券に係るオプション等を表示する、いわゆるカバードワラントや他社転換条項付社債券などが含まれます。

これらの特定有価証券等とは、株式を上場している上場会社が発行しているものを指しますが、その有価証券自体の上場・非上場は問われません。例えば、上場会社が私募により社債や新株予約権を発行することはよくありますが、このような上場していない有価証券であっても、規制の対象となります。

なお、普通社債については、いわゆるデフォルト情報を知った場合のみ売買が禁止されており、他の重要事実については、これを知っていたとしても売買を行うことができます。

これらの「特定有価証券」については、売買のほか、他の有価証券との交換などの有償での譲渡又は譲受けも禁止されています(金商法 166 条第 1 項)。このほか、特定有価証券等を対象とした先物取引、オプション取引、クレジットデリバティブ取引、外国市場証券先物取引又は店頭デリバティブ取引を行う事も禁止されています(TOPIX等の株価指数を対象とする先物取引やオプション取引は規制対象とはなりません)。

(出典：東京証券取引所自主規制法人 *こんぷらくんのインサイダー取引規制Q & A*)

#### 5. 証券取引等監視委員会勧告・金融庁の懲戒処分とは

金商法上の罰則は、

- ・ 5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(金商法第 197 条の 2 第 13 号)。

となっています。また、5億円以下の罰金刑が、科せられるとして、次のような規定があります。

- ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する(金商法第 207 条第 1 項)。

これは、「その法人又は人の業務又は財産に関し」行う場合ですので、個人的に違反行為を行った場合は、法人やその人(行為者の雇用者)は罰されることはありません。

ん。

なお、金商法第 197 条の 2 第 13 号の罪の犯罪行為により得た財産は没収となります（金商法第 198 条の 2 第 1 項第 1 号）。

さらに、刑事罰にならないものであっても、「会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令」というものが制度として認められています（金商法第 175 条）。課徴金納付命令も出されていると聞いています。

公認会計士が仮にインサイダー取引を行った場合には、日本公認会計士協会が、会則上の処分を行います。第 50 条第 2 項第 2 号による「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」処分や、金融庁長官の行う懲戒処分の請求が考えられます。

金融庁は、公認会計士法に基づく信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務に違反すると認め、戒告、二年以内の業務の停止、登録の抹消といった処分（公認会計士法第 29 条）の中から、処分を行います。

#### 参考

（信用失墜行為の禁止）

公認会計士は、公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない（公認会計士法第 26 条）。

（秘密を守る義務）

公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなった後であっても、同様とする（公認会計士法第 27 条）。

## 6. 情報受領者とは

金商法では、会社関係者から当該会社関係者が知った業務等に関する重要事実の伝達を受けた者又は、職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない、とされています（金商法第 166 条第 3 項）。

一般には、新聞記者が取材の過程で未公表の重要事実を知った場合などが想定されますが、公認会計士の立場からすれば、狭義、広義の「当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し」に該当しないで重要事実が他に知られるというのは、守秘義務上の大きな問題があると思われます。

なお、上場会社等の未公表の重要事実を知り、家族や友人・知人等、他人への指示や売買委託を行った場合、指示や売買委託を行った者がインサイダー取引の規制対象になると考えられます。

以 上